

土浦市求職活動等におけるハラスメントの防止に関する指針（概要版） 1/2

基本姿勢
求職活動等において、求職者等の人格を尊重し、全ての求職者等にとって公平で健全な環境を提供するため、求職活動等ハラスメントに該当する行為を禁止し、その防止に取り組みます。

求職活動等ハラスメントとは
市職員（特別職、会計年度任用職員等を含む。）による、 <u>性的な言動その他の不適切な言動</u> により、求職者等の求職活動等が阻害されること

求職活動等とは
・市職員採用試験への参加 ・会計年度任用職員採用選考への参加 ・市職員採用試験説明会への参加 ・インターンシップへの参加 ・看護実習等の実習の受講 ※SNS等のオンライン上で行われるものも含む。

(1) 求職活動等におけるセクシャルハラスメント	
「性的な言動」とは	
性的な発言	性的な行動
・性的な事実関係を尋ねること。 ・性的な内容の情報を意図的に流布すると。	・性的な関係を強要すること。 ・必要なく身体に触ること。 ・わいせつな画像を配布すること。

典型的な例



身体的な接触	採用試験説明会等において、市職員が求職者等の腰、胸等に触ったため、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下している。
性的な冗談・からかい	市が実施するインターンシップにおいて、市職員が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかない。
わいせつな画像の掲示	市が実施するインターンシップにおいて、性的な内容を含むポスターの掲示や画面の表示等を行っているため、求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかない。
性的な質問	採用面接試験中、面接官を務める市職員から性的な事実に関する質問を受け、求職者が苦痛に感じてその求職活動の意欲が低下している。
性的な関係の強要	求職者等が市職員への訪問を行った際、当該市職員に性的な関係を求められ、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下している。
執拗な誘い	市が実施するインターンシップ中に、市職員が求職者等を執拗に私的な食事に誘い、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下している。

土浦市求職活動等にハラスメントの防止に関する指針（概要版） 2/2

(2) 求職活動等における パワーハラスメントに類する行為
ア 身体的な攻撃
イ 精神的な攻撃
ウ 人間関係からの切り離し
エ 過大な要求
オ 過小な要求
カ 個の侵害

典型的な例



身体的な攻撃	市が実施するインターンシップにおいて、市職員が求職者等に対して、書類で頭を叩くなどの身体的な攻撃を行ったため、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下している。
精神的な攻撃	採用面接試験中、面接官を務める市職員から本市への入庁の意思を執拗に確認されたため、当該求職者が苦痛に感じてその求職活動の意欲が低下している。
人間関係からの切り離し	市が実施するインターンシップにおいて、長期間にわたり別室に隔離した状態で活動させたため、求職者が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかない。
過大な要求	市が実施するインターンシップにおいて、市職員が求職者等に対して、到底対応できないような課題を与えたため、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下している。
過小な要求	市が実施するインターンシップにおいて、市職員が求職者等に対して、終日にわたり課題を与えなかったため、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下している。
個の侵害	市職員が、求職者に対して、本人の能力や適性に関係のない家族構成、信条、宗教、尊敬する人物、結婚・出産の予定等に関する質問をしたため、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下している。

(3) 求職活動等におけるその他の不適切な行為

求職活動等における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに類する行為

求職活動等に関するルール

	市職員の採用選考に関するもの	インターンシップその他の実習に関するもの
対応時間	勤務時間内（月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分が基本）	
対応場所	市庁舎内の会議室等の公共施設	インターンシップを受け入れる所属の事務室その他所属長が定める実習場所
対応体制	採用選考のための面接は、2名以上で行う（やむを得ず1名で行う場合は、密室を避ける。）。)	実習の指導は、主に担当職員（チューター）1名が行うが、実習場所は密室を避け、第三者の目がある環境で行う（車内移動等のやむを得ない場合を除く。）。)
連絡手段	公文書、庁内電話、市メールアドレス、公式SNS、本市が指定する採用管理システムその他の市が指定する連絡手段	
その他	市職員と求職者等が行う、飲食や飲酒を伴う会食は原則禁止とする。	

求職活動等ハラスメントの予防

- ①求職者等ハラスメントの防止に関する意識啓発
- ②求職活動等ハラスメントに対する基本方針の掲示
- ③求職活動等に関するルールの遵守

求職活動等ハラスメントへの対処

①相談窓口の設置	④相談者への配慮
②迅速な事案対処	⑤加害者への厳正な対処
③相談者等への不利益取扱いの禁止	⑥再発防止策の実施

相談窓口

土浦市役所総務部人事課
 ・月曜日～金曜日
 （祝日、年末年始を除く。）
 午前8時30分～午後5時15分
 ・029-826-1111（内線：2439）
 ・jinji@city.tsuchiura.lg.jp